

第六十五回国会
衆議院

災害対策特別委員会 會議録 第六号

(刷換分)

昭和四十六年五月十一日(火曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長 中井徳次郎君

理事 天野 光晴君

理事 細田 吉藏君

理事 瀬野 栄次郎君

加藤 六月君

塩谷 一夫君

羽田 孜君

藤尾 正行君

三ツ林 弥太郎君

吉田 実君

辻原 弘市君

貝沼 次郎君

小平 忠君

津川 武一君

出席國務大臣

(國務大臣 佐藤 一郎君)

出席府政委員

總理府總務副長 湊 徹郎君

官 總理府總務副長 岡部 保君

經濟企画庁長 岡部 保君

消防庁次長 皆川 迪夫君

委員外の出席者

内閣總理大臣官 房參事官 高橋 盛雄君

防衛庁防衛局運 用課長 福田 勝一君

經濟企画庁綜合 開發局山村課長 塚田 実君

地帯振興課長 大藏省主計局主 計官 藤井 直樹君

文部省管理教育 施設部長 菅野 誠君

厚生省醫務局總 務課長 木暮 保成君

厚生省社会局施 設課長 新津 博典君

厚生省児童家庭 局母子福祉課長 岩佐キクイ君

農林大臣官房參 事官 大河原二郎君

林野庁指導部長 海法 正昌君

氣象庁予報部予 報課主任予報官 大野 義輝君

郵政省郵務局集 配課長 野上 昇君

労働省職業安定 局業務指導課長 保科 真一君

建設省道路局路 政課長 宮繁 護君

消防庁消防課長 青山 満夫君

委員の異動

五月十一日

辭任

羽田野忠文君

早稻田柳右南君

渡辺 武三君

同日

辭任

加藤 六月君

坂村 吉正君

小平 忠君

補欠選任

坂村 吉正君

加藤 六月君

小平 忠君

補欠選任

早稻田柳右南君

羽田野忠文君

渡辺 武三君

三月三十一日

個人災害に対する救済制度の創設に関する陳情 書(中村市議會議長島谷清)(第一七七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律 案起草の件

特別豪雪地帯対策に関する件

呉市における山林火災による災害対策
昭和四十六年四月及び五月上旬の凍害による
災害対策
小委員長からの報告聴取

○中井委員長 これより會議を開きます。

災害対策に関する件について調査を進めます。

本日は、まず、雪害対策に関する件について調 査を進めてまいりたいと存じます。

本件について、雪害対策小委員長から、小委員 会の調査の経過並びに結果について報告いたした い旨の申し出がありますので、これを許します。

天野光晴君。

○天野(光)委員 御報告申し上げます。

雪害対策小委員会におきましては、先国会來懸 案事項となっております特別豪雪地帯対策につ いて、去る一月二十日設置され、以来数回にわた り、鋭意協議、検討を行なつてまいりました。こ とに三月十六日各党から起草小委員を選出し、特 別措置の立法化等につきまして作業を進めてま いりましたが、本日、先刻の小委員会におきまして 起草小委員から報告が行なわれ、ただいまお手元 に配付いたしております豪雪地帯対策特別措置法 の一部を改正する法律案並びに特別豪雪地帯対策 に関する決議案を委員会に提出するに決した次第 であります。

簡単にその趣旨、内容について御説明申し上げ ます。

まず、豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正す る法律案についてであります。

本案の目的は、特別豪雪地帯の住民の生活が、 積雪により長期間にわたつて交通が途絶する等困 窮をきわめている状態にかんがみ、住民の安全と 福祉の向上をはかるため、同地帯における基幹的 な市町村道の整備及び公立の小・中学校の施設等

に対する国の負担割合の特例措置を定めようとするものであります。

そのおもな内容は、

第一に、特別豪雪地帯における基幹道路の整備 として、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道 で建設大臣が指定するものの改築については、昭 和四十七年四月一日から昭和五十七年三月三十一 日までの間に限り、道府県がかわつて行なうこと ができることとし、この場合には道府県官営事業に 係る後進地域の国の負担割合の特例の適用を受け ることとするのであります。

第二に、特別豪雪地帯における公立の小学校及び 中学校の施設等に対する国の負担割合の特例等 として、積雪による通学の困難を緩和するための 公立の小・中学校の分校の校舎及び屋内運動場等 の新・増築又はこれらの施設で構造上危険な状態 にあるものの改築並びに特別豪雪地帯における公 立の小・中学校の寄宿舎で構造上危険な状態にあ るものの改築に要する経費についての昭和四十七 年度から昭和五十六年度までの各年度における国 の負担割合は、三分の二とし、また、国は、積雪 による通学の困難を緩和するための公立の小・中 学校の寄宿舎の新・増築並びに積雪による通学の 困難を緩和するための公立の小・中学校教職員の 住宅の建築に要する経費については、昭和四十七 年度から昭和五十六年度までの各年度において、 その三分の二を補助するものとしたことのでありま す。

第三は、本法の施行等についてであります。

この法律は、公布の日から施行するものとし、こ の法律の改正後の規定は、昭和四十七年度分の予 算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和 四十六年度分の予算に係る国の負担金又は補助金 で翌年度以降に繰り越されたものについては、な お従前の例によること等であります。

次に、「特別豪雪地帯対策に関する件」につい

ては、

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

特別豪雪地帯対策に関する件

て申し述べます。

特別豪雪地帯対策のうち行政及び予算措置を必要とする問題を中心に、政府において特設の配慮を行なうべき事項を決議案として、委員会に提出することに決定いたしました。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

特別豪雪地帯対策に関する件(案)

政府は、特別豪雪地帯の住民の安全と福祉を図るため、左記の事項について特別な配慮を行なうべきである。

一 冬期道路交通の確保について

基幹的な市町村道の改築を県が代行実施するに当たっては、当該県の財政負担が過重とならないよう特別な配慮すること。

二 公立文教施設の整備について

特別豪雪地帯における義務教育諸学校施設の建築単価を引き上げること。

三 医療体制の強化について

(イ) 特別豪雪地帯における医療、特に医師の確保について特別な措置を検討すること。

(ロ) 往診用小型雪上車に対する補助率を引き上げること。

四 保育所等の整備について

(イ) 特別豪雪地帯における保育所の建築単価を引き上げ、同地帯を小規模保育所の設置認可の対象とし、地域の実情に応じ児童館の増設等について特別な配慮を行なうこと。

(ロ) 豪雪により就業の機会が制限される者の利用に供するため、市町村が設置する共同作業場等に隣接する保育所であって、市町村が設置するものの整備費について補助率を引き上げること。

五 消防力の強化及び消防施設の整備について

(イ) 消防団員確保のための特別な助成措置を検討すること。

(ロ) 雪上消火ポンプ等耐雪消防施設の研究開発を促進すること。

(ハ) 特別豪雪地帯のうち通常の消防活動がでない家庭の消火器購入に対して市町村が

助成等を行なった場合にその経費について特別な措置を行なうことを検討すること。

六 出稼労働者及び出稼留守家族に対する援護対策の強化推進を図ること。

(イ) 通年雇用設備融資及び通年雇用奨励金制度の拡充を図ること。

七 郵便配達の確保について

特別豪雪地帯における郵便配達の改善方法について検討すること。

八 ヘリコプターの救急使用について

国のヘリコプターの救急用の使用について、関係機関と関係市町村当局との間で事前に充分連絡をとり臨機応変に出動できるように措置すること。

九 特別豪雪地帯対策のための地方債の設定について

特別豪雪地帯道路事業のための地方債を早急に設けること。

右決議する。

以上であります。

この際、お手元に配付の「豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案」を委員会に提出し、これを委員会提出の法律案と決定され、また、ただいま朗読いたしました「特別豪雪地帯対策に関する件」を委員会の決議として決定されるようお願いいたします。

委員各位の御賛同をお願いいたします。

○中井委員長 これにて小委員長の報告は終わりました。

○中井委員長 まず、豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本草案の趣旨、内容につきましては、ただいまの小委員長報告にありましたので、説明を省略させていただきます。

別に発言の申し出もありませんので、この際、

衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見があればお述べを願いたいと存じます。経済企画庁長官佐藤一郎君。

○佐藤(一) 國務大臣 ただいまの法律については、特別豪雪地帯の状況にかんがみ、政府といたしましてはやむを得ないものと考えます。

○中井委員長 おはかりいたします。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、ただいまの小委員長からの報告がありました。お手元に配付の案を委員会の提案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中井委員長 起立総員。よって、さよう決定いたしました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「(国の負担割合の特例)」に改め、同条中「基本計画」を「前二条に定めるもののほか、基本計画」に、「国の負担割合又は補助率」を「国の負担割合」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条の次に次の二条を加える。

(特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例)第十四条 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で建設大臣が指定するもの(以下「基幹道路」という)の改築については、昭和四十七年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に限り、道路法(昭和二十七年法律第八十号)の規定にかかわらず、基本計画に基づいて、道府県が行なうことができる。

2 道府県は、前項の規定により市町村道の改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう)に代わってその権限を行なうものとする。この場合において、道府県が代わって行なう権限のうち政令で定めるものは、当該道府県を統轄する道府県知事が行なう。

3 第一項の規定により道府県が行なう基幹道路の改築に係る事業(以下「基幹道路整備事業」という)に要する経費については、当該道府県が負担する。

4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を道府県道とみなす。

5 第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号)以下「負担特例法」という。第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業(北海道の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という)が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く)を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

6 北海道の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により

当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえるものにあつては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえないものにあつては、第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

一 北海道の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合を北海道の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合

二 北海道の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

(特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校の施設等に対する国の負担割合の特例)

第十五条 地方公共団体が基本計画に基づき特別豪雪地帯において行なう次の各号に掲げる新築若しくは増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ)又は改築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ)に要する経費についての昭和四十七年度から昭和五十六年度までの各年度における国の負担割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、三分の二とする。ただし、他の法令の規定により当該割合をこえる国の負担割合が定められている場合には、この限りでない。

一 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校又は中学校の分校の校舎及び屋内運動場(へき地学校(へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四十三号)第二条に規定するへき地学校をいう)にあつては当該学校に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を含む)の新築若しくは増築又はこれらの施設で構造上危険な状態にあるものの改築

二 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校又は中学校の寄宿舎で構造上危険な状態にあるものの改築

三 国は、地方公共団体が基本計画に基づき特別豪雪地帯において行なう次の各号に掲げる新築若しくは増築又は建策(買収その他これに準ずる方法による取得を含む)に要する経費については、昭和四十七年度から昭和五十六年度までの各年度において、その三分の二を補助するものとする。

一 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校又は中学校の寄宿舎の新築又は増築

二 公立の小学校又は中学校に勤務する教員又は職員は、積雪による通学の困難を緩和するための住宅の建築

三 前項の規定により国が補助する場合の経費の範囲及び算定基準その他国の補助に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

一 この法律は、公布の日から施行する。

二 改正後の第十四条及び第十五条の規定は、昭和四十七年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十六年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度以降に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

理由

特別豪雪地帯における住民の生活水準の維持改善を図るため、昭和四十七年度から十年間を限り、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備について特別の措置を講ずるとともに、地方公共団体が特別豪雪地帯において積雪による通学の困難を緩和する等のために行なう公立の小学校及び中学校の施設等の新築、増築等に要する経費について、国の負担又は補助の割合につき特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約十二億円の見込みである。

○中井委員長 次に、「特別豪雪地帯対策に関する件」についておはかりいたします。

ただいまの小委員長の報告にありました、お手元に配付の案文のとおり本委員会の決議とするに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中井委員長 起立総員。よつて、さよう決定いたしました。

この際、経済企画庁長官佐藤一郎君から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐藤(一)国務大臣 ただいまの決議につきましては、関係各省とも連絡の上、決議の御趣旨について十分検討し、特別豪雪地帯対策の充実につとめてまいりたいと存じます。

○中井委員長 ただいまの決議に関する議長に対する報告及び関係政府当局への参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中井委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

小委員長並びに小委員各位には、まことに御苦勞さまでございました。

○中井委員長 次に、呉市における山林火災による災害対策について調査を進めます。

まず、被害状況等について、政府当局から説明を聴取したいと存じます。消防庁次長皆川迪夫君。

○皆川政府委員 四月二十七日から四月二十八日にかけて呉市で山林火災が発生いたしました。

三百四十ヘクタールを焼失いたしました、十八名の消防職員のとつとめ、殉職の犠牲者を出した、まことに痛ましい事故があつたのでございますが、その概要について御報告を申し上げます。

出火いたしましたのは、四月二十七日午前十一時十分ごろでございます。その当時は呉地方におきましては、これは呉市の測候所の調査でございますが、最大瞬間風速が十一・四メートル、おそろく火災現場においては十五メートル程度の風が吹いたこともあつたのではないかと想像をいたしております。さらに、湿度は一九％というように非常に乾燥しておりました。四月二十五日の十三時四十五分以来火災警報が発令されておつたのでございます。そういう状況の中で出火をしたことが、大火になつた一つの原因であるかと思ひます。

出火いたしました場所は、呉市の広町の通称門の口といわれますところでございます。そこで災害復旧工事が行なわれておりました、その現場で湯わかしのためにたき火をして、そのたき火の火が付近の枯れ草に燃え移り、さらに山林に延焼をしたという状況でございます。

十一時十八分呉市消防局で、一九九番よりまして火災を覚知いたしました。発火後約八分程度ではなかつたかと思つております。直ちに東消防署から先遣隊を出発させまして、現地に到着をいたしましたところ、すでに三ヘクタール程度が燃えておりました。さらに延焼が拡大中でありました。このために市消防当局は、現場からの無線報告によりまして、急拠非番員全員に出動をかけた。また、消防団員を出動させ、続いて海上自衛隊また陸上自衛隊にも応援の要請をいたしました。総力をあげて延焼防止、鎮火の作業に従事いたしましたのでございます。

二十七日当日における出動の状況を申し上げますと、呉市の消防職員それから団員、応援に参りました広島市の消防職員、それから陸上自衛隊、海上自衛隊、警察官、宮林署の職員合わせまして約千五百名ばかりが出動いたしました。鎮火に当たつた

どうか、これもまず第一の研究課題であろうかと思っております。

それからもう一つは、山を歩くのが、いま人間だけで行動しているわけですが、これが非常に疲弊するわけですが、そこで去年から万能工作車——森林火災工作車と称しておりますが、かなりの急角度の山野でも行動のできる自動車にいろいろな器材を積みまして、これを、全国モデルとして一定の地域を定めまして、地方の実情なり体制にに応じて配置する。その工作車には、たとえばブッシュクリーナーあるいはチェーンソーあるいはジェットシューター、こういったやや進んだ消火道具を積んでみる。あるいはオートバイを改造して、もっと簡単に動けるようなものにする、これも現在研究をいたしておりますが、そうした設備の近代化がまず第一であろうと思っております。

それからもう一つは、消防体制の問題でございます。現在は市町村消防がそれぞれ単独で行なうことになっておりますけれども、これをもう少し広域的にやる。特に県あるいは自衛隊にこういう機能を果たしていただく。自衛隊にはこれはどうしてもお願いしなければならぬが、現在地域防衛計画に基づきましていろいろな計画は立てているわけですが、それが具体的な消防計画までにはおいていない状況でございます。それを、ぜひ下の地域に応じた具体的な計画にまで下げていきたい、こういうことが第二点であります。

それから第三点は、山自体の防火上の設備といえますが、森林計画の中に、たとえば特に道路が一番大事でございますので、道路をある程度計画的に配置してもらおう。あるいは防火樹林地帯を設ける。こういう森林施業の上において、消防上の大火災が起らないようなことをしていただくというように中心であろうかと思っておりますが、そのほかに、もちろん隊員の充足あるいは訓練、こういうことが考えられると思っております。

○貝沼委員 たいだいまヘリコプターとかいろいろ話がありました、今回もヘリコプターは実は

出ております。ここに書いてあります。ヘリコプター一機によつて空中消火を実施したとなつております。ところが、散布したのは消火剤となつておりますが、あれは農薬だそうですね。それはいろいろ意見があると思いますが……。そうして、その農薬の比重というものと、それから火が燃えているときの上昇気流によつて、それがはたして火の上に着るのかどうか、この点一つ疑問であります。さらに風が吹いておるわけですから、それからもう一つは、時間があるからとめて申し上げますが、ヘリコプターは、消防とは所管が違います。したがって、ヘリコプターは上のほうからながめておるわけでありまして、どこに飛び火をしたということがよくわかるわけですね。しかしながら、実際に動いておる消防職員は、無線を一応持つておりますけれども、これは消防署からの無線となつておるわけですね。したがって、ヘリコプターで、うしろのほうに飛び火したから、あなたの方の下のはうに火が移ったから、上のほうへ燃え上がるからすぐ逃げなさいという指示を出したくても、これは出しようがないわけですね。そういうところから、みすみす十八名の方が焼死したわけでありまして、こういうものは、私は体制の上から考えた非常にまずいんじゃないかと思うのです。どこの所管のヘリコプターであろうと、あるいは、場合によっては飛行機を使う場合もありましょうけれども、そういう場合の連絡の問題ですね、これは何とかならないのか。その場合だけ、たとえば他の所管のヘリコプターであっても、下におる隊員と直通で連絡のとれるような無線機などを持ち込むことはできないのか、その点についての見解をお願いいたします。

○皆川政府委員 まず最初に、ヘリコプターから散布したのは磷酸アンモニウムの溶液でありまして、これは農薬というよりも肥料になるものでございまして、これが難燃の効果がございますので、これを普通使っております。ただ、今回の場合には、火災の規模に比べて非常に小さなヘリコプター

が一機だけでございましたので、ほとんどそういう消火上の効果はなかったと思ひます。

それから、次の警戒あるいは地上との連絡でございますが、確かにお話しのように、今回その点が十分でございませんでした。これは先ほど申しました昨年からはじめました山林火災の特別対策事業の中では、無線機を充足させることにいたしました。この無線機をヘリコプターに載せて地上との交信ができるようにいたしました。現在消防自体が持つておりますヘリコプターは、東京と大阪、それから、ことし神戸が持ちたいという希望を持つておりますけれども、こういう消防独自で持つておるものには、すでにその設備が十分ついておるわけでございますが、チャーターしましたヘリコプターにも十分機能ができるように、現在その開発といひますか研究中でございます。

○中井委員長 関連しまして天野光晴君。○天野(光)委員 いまの山火事の問題ですが、いま次長の言われておる道路網の整備、強化というのは、初期防火にしか役に立たないと思ひます。やはりこの間の大きな山火事になつてしまつては、とてもじゃないが、山が燃えて人が十八人も死んだという事故になるといへんですから、そこで、科学消防を強力に推進できるような措置を講ずるといふことが大切じゃないかと思ひます。ヘリコプター一機出動したといつても、それはチャーター機である。チャーター機でもいいのでしようが、やはり化学消火剤で十分消火できると思ひます。だから、新たに強力な対策を講ずるといふ考え方はないかどうか。ヘリコプターというのは大体超特急ぐらいのスピードのようなんです。全国を割つてみて、北海道は北海道、東北は東北と、各ブロックにいつでも出動できるように体制と、その隊員等の準備をしていただければ、今度のような大火で、何時間も燃えているようなことになりません。十分間に合うわけですから、そういう点、今後の考え方を消防庁として持つておるのかどうか、その点お伺ひしておきたいと思ひます。

○皆川政府委員 ヘリコプターの消火は——結局、大火災になりますと周辺から消していかなければならない。その場合に、一つの目標になりますのは山の稜線でありまして、特にその稜線に道路がありますと、行動にも便利ですし、そこに地上と上空と両方合わせまして防火帯が設けられる。アメリカあたりでもそのようにしているようでございします。

お話のありましたヘリコプターにつきましては、数年前からの消火実験を繰り返してまいりまして、自衛隊の大型ヘリコプターによりまして、二トン程度のもので落とすのがかなり効果がある。しかし、このヘリコプターは木更津にしかありませんので、中型のヘリコプターをお願ひする。これは一トンぐらいの消火液を積めるわけでございます。これですと、幅百メートル、長さ三百メートルぐらいの効果があるようでございます。ただ、これにつきましても、消火液をどういう方法で運搬するか、現在水囊を下げる方法を研究しておりますが、風が強い場合には危険があるということもいわれております。そこで、一部ではドラムかんとするところもございます。そういうことをやつていふところもございします。それが最も効果的な安全な方法ということでございます。

お話をいたしました、ヘリコプターを全国プロジェクト的に自衛隊にお願いをして、それに消火剤を準備するといふことは、十分に考えてまいらなければならぬことだと考えております。

○天野(光)委員 少しも訓練をしていない者が、ヘリコプターを操縦して消火に行つてみたところでは、ドラムかんから出すなんていうことでは、私はしろうとですからよくわかりませんが、空の上のことでもあるから、とてもじゃないが、そんな程度のことは危険でもあろうし、やはりチャーターをする場合には、何トンかの消火剤の入つてゐるものを簡単に操作のできるようなことをひとつ研究をして、そういう異常大火の場合にこれを利用する。これは山火事だけでなく、一般の町の火事だつて十二分に役立つことであらうと思ひます。

のです。ですから、本来なら——いま東京と大阪というお話で、今度神戸に置きたいというお話があったのですが、それは消防庁直轄のヘリコプターですか。もしそれができるのだったら、九州は福岡に置くとか、東北は仙台に置くとかということ、予算の問題で解決できるものじゃないかと思いますが、その辺の見解はどうですか。

○皆川政府委員　これは國のほうで三分の一補助をいたしまして、大体県も三分の一の補助をしているようですが、市の消防当局が持っております。それで常に訓練をし、また近傍の応援をする。たとえば大阪府下で先般も、ちやうど異と同じ日に実は山火事がありました。これによって消しとめております。

そういうように、確かにお話のように、消防当局の訓練が非常に大事でございます。どこに落としたり一番効果があるのか。非常に貴重な消防剤でございますから、地上と交信しながら落とさなければならぬという訓練の問題がございますが、

一番望ましいのは、胴体の中に格納する。たとえばカナダに、飛行機の中に二トングらいの水を格納して散布する飛行機があります。これは一機四、五百円ぐらいいたすわけであります。そういう多額のものでなくても、ヘリコプターの中に格納できれば一番安全であろうかと思ひます。ただ、現在民間で使われておりますヘリコプターは非常に小型でございまして、搭載能力が非常にわずかだ。どうしても自衛隊のヘリコプターに出動をお願いしたい。自衛隊とは常に連絡をとって、一緒に実験もいたし、訓練もいたしておるわけであります。○天野(光)委員　もう少し前進的に、前向きで考えたらどうですか。いわゆる格納する設備を用意したヘリコプターを用意するのは、経費上なかなか難か容易でない。できれば自衛隊が国の機関で持つておるヘリコプターを利用して消火作業に当たら。その場合、ごく簡単に操作のできる容器をつくって研究をして、そうしてその操作を消防隊員ができるようにして、そして消防隊員に熟練せしめて、これを同乗せしめて消火作業をやるといふことに

なれば、ただドラムかんにがたがたつていて、口をあけておろすなんということは、危険でどうにもなるまいと思うのです。まるで軽わざ師のたぐいしかできないわけでありますから、この取りつけは自衛隊な自ら自衛隊のヘリコプターを借り、自衛隊のヘリコプターの構造を十二分に検討して、今後そういう場合にはどこにつけるかというくらいの検討をして、そういう設備を消防庁のほうで用意して、その操作する訓練も、消防隊員によく教え込んでおいて、そして同乗せしめていってやるというくらいまで積極的にやってみたらどうですか。三分の一の補助では、東京、大阪のような大きなところでないとい用意できないと思いますし、もう少し補助率をアップして、大都市にそれを用意せしめておいて、その近隣、それから片道一時間くらいのところまで距離などが延びれば、相当役に立つと思うのです。やはりそういうところでやることのほうが望ましいと思うのですが、その点どうですか。

○皆川政府委員 一々お話のとおりであらうと思
います。現在消防研究所におきまして、鋭意いろ
いろ研究をしておるわけでございますが、実は全
国の数カ所にて、こういった山火事あるいは石油コ
ンビナート火災というようなものを対象にした防
災資機材センターというものを設けまして
そこで広域的なそういう体制をとりたいと考えた
わけでございますが、また機材等について十分な
目安が立っておりませんので、予算化する段階に
至っておりませんけれども、お話のありましたよ
うに、十分研究をして——アメリカあたりではか
なり進んだ方法もあります。何かヘリコプターに
足でかちやっと押えてすぐ運ぶというようなもの
があるようでございます。その辺も十分に研究し
て、一刻も早く開発をいたしたいと思っておりま
す。

○貝沼委員 ただいまいろいろ話が出ましたけ
れども、総理府副長官にちょっとお尋ねいたしま
すが、自衛隊のヘリコプターを出動していただい
た場合に、ただいま消防庁のほうでは、通信機

などは積み込むように願いたいというふうな話があります、これは可能ですか。その点についてお願いいたします。

○濃政府委員　ただいま、先ほどからお話のございました山林火災につきまして――実は最近の火災の実態から見まして、石油コンビナートあるいはガス等を中心にする都市災害、あるいは世上伝えられておる地震災害、そういうことになりますと、従来の消防体制ではきわめて不十分なことば、御指摘のとおりです。特に最近の山火事は非常に大規模にもなり、また頻度も高くなつてまいっておりますので、国の基本的な防災基本計画、その中にそういう特殊な災害を取り上げて、具体的に――実はいままで考えていなかったわけでありま

近々改正したいと思ひます。改正の上で、今度基本計画もできます。それから消防なら消防、建設省は建設省、各省でもって業務計画というのがございます。それから都道府県、市町村を中心にした地域計画、そこまで全部、森林火災に対してはこういう対策を講ずるんだという具体的な計画を下までおろすように、早急に検討してみたいと思つております。

そこで、ただいまお話がございました自衛隊のことでありますが、過般の閣議におきましても、防衛庁長官がかなり積極的な発言をいたしまして、自衛隊所屬のヘリコプターは積極的に提供したい、という。それと必要な訓練等についても連絡をいたただけば、一つの予防訓練みたいなものも実施してみたいと思う。そこで難点は、一つは、さっきございましたように、化学消火剤を使う場合、その備蓄がないし、また研究開発も不十分である。そこら辺を何とかひとつ防災会議を中心に、特に消防庁が主体になって考えていただければぬものであらうかということを、防衛庁長官のほうから発言がございまして、そういうものも今度の計画の目体化の中に入れていこう、こういうことなんです。が、いま消防庁の次長にちょっと聞きますと、白衛隊の使っておる無線とそれから消防関係で持てる無線の周波数か何かが違うそうでございませ

で、そこら辺をうまく合わせながら、一つの描線、無線のような形で自衛隊のヘリに載せる、こういうことも検討していきたい、こう言っておりまうので、今後ひとつそういう方向でやっていきたいと思ひます。

○貝沼委員 その周波数が違うので同じ周波数のものを載せるように何とかお願いしたい、こういうことであります。

それから、殉職された方に対して賞しつゝ金を出ると思うのでありますが、この賞じゆつ金か、実は法律に定められたとおりがなかなか出ないといふのがいままでの定評なんです。そこで、今回というのはどういう見通しなのか。最高三百万というふうになつておりますが、これがはたして出るのか出ないのか。もし最高でなければ、死ぬところまで一生懸命やつた以上のものであるのか。あるいはか。私はこれは最高額でいいのではないかと思ひます。ですが、この点についてお願いいたします。

○濃政府委員　ただいまのお話でございますが、先ほどの閣議において、賞しゅう金は最高三百万を出すということ、さらに総理大臣の特別報償金という形で百万円を出すということが、予備費支出まで含めて決定をいたしましたので、御報告を申し上げます。

なお、その叙勲その他褒賞の点についてはたゞん次の閣議になると思いますが、現在手続を進めておる次第でございます。

○貝沼委員 それから、この賞じゅつ金は、実は法律に定められたのは三百万という額でありますけれども、現在は、交通事故にあつても自賠責は五百万です。そうすると、命を張つて毎日働いてゐるこの人たちが、命を落とした場合三百万といふのは、あまりにもこれは少ないと思うのです。この点について今後どのように改正をする考えがあるかどうか、この点について伺います。

○皆川政府委員 お話のとおりでございます、私たちとしても、なるべくこういった方々に十分報いたいという気持ちがあるのでございますけれども、実は賞じゅつ金は、去年まで最高二百万で

ございましたが、ことしから三百万にいたしてございいます。相当のアップをしてもらったのでございいます。さらにこれに準じまして県あるいは市におきまして、今回同額を出すように決定をいたしました。したがって、賞しゅう金、総理の特別報償金合わせて一千万円だけは各人に支給できる。そのほか、もちろん法律に基づきまして補償金が出るわけでございいます。

○貝沼委員 それから、今回なられた方々の年齢などを見ますと、やはりかなりの年であり、そしてまた経験も豊富な方ばかりであります。ということとは、逆に申しますと新しい人が少ないというところであります。すなわち、こういう待遇であるがために消防の職員になる人が少ないということ、こういうことは大きな社会問題になる。そしてまた、呉の東消防署ですか、ここに働いている人たちは、四十数名のうちの十八名までが一回の山火事でなくなったわけでありまして、翌日の山火事があつた場合の体制というものは半減しておるわけでありまして、こういうようなところから、定員不足あるいは応募者がいないということとはさうに考えなければならぬ問題だと思ひます。

それからもう一つは、自衛隊の出動要請の件であります。大きな火災にならないと出動要請はしないというのが普通のものでありますけれども、初めから大きな火事というのは実はないのであります。どの火事でも全部はやかから始める。そのほかのうちに消火すれば小さくて済むし、それをほっておけば大火になる。したがって、大きくならなければ出動要請ができないということについて、私は大きな疑問があります。この点について、消防としてはどういうふうな指導されておるのかあるいは緊急を要する場合に、わざわざ県などを通さなくても、直接要請することはできないのか。法律によりますと、ちょっとそこところは必ずかしらうでありますけれども、その点については今後どう考へておるのか、この点についてお伺ひいたします。

○皆川政府委員 自衛隊と消防当局の連絡は、地

区地区におきまして、過去の火事の度合い等を考へまして、非常に密接にやっていたのであります。特に広島県の場合には、非常によくその間をやっていたのであります。今回も、正式の出動要請が出る前から、すでにヘリコプターを飛ばしあるいは状況を偵察をされまして、いつでも応じられる、こういう姿勢を自衛隊のほうでもとっておられたわけでありまして、したがって、正式の要請があつた、要請を入らずに出動していただいたのでございいますけれども、いまのたてまえからいいますと、非常に小さなときに要請するということとはむずかしいのであります。これはなかなかたいへんな火災件数でございまして、全部が全部そのようにすることも困難であらうかと思ひますが、林相とか当時の気象状況というものを考へまして、非常に拡大する危険性があるという場合には、なるべく早期に出動してもらへるよう消防庁ともよく相談をいたしまして、法律の運用を最大限に活用してまいりたい、かように思ひます。

○貝沼委員 それはそのとおりだと思ひます。それで、こういう話がある。非常に拡大するおそれがある、こういう見通しで出動をお願いした。たちまち火は消えてしまった。そうしたら、あんなに小さな火事で出動要請するとはとてもない、今度要請があつたときは考へる。これは出動したから消えたのであつて、ほつておけば大きなものがあるやうです。そういうやうなことがあると、消防署の署長さんとかさういう人たちが非常にやりにくいんじゃないか。大きくなれば自分の責任が問われる。早く手を打とうとすれば、またそこでいやりやみみたいなものがある。こういうことでは非常にやりにくいと思うので、その人たちがほんとうにやりやすいやうな体制をつくらなければならぬんじゃないか、こう思ひますが、この点どうですか。

○皆川政府委員 その点は、現地現地にまかせせるのも確かむずかしい点があるかと思ひます。で、よく検討いたしまして、そういうた速巡が起

こらないように措置したいと思つております。○ト部委員 関連。時間がありまけんから簡単に質問をいたしますが、この6の「消火活動の状況」の中に、先発隊が現場に到着したときはすでに三ヘクターを焼いていたという、このおくれの原因は一体何であるか、これをまず第一点お伺ひしたい。

そしてまた、殉職者の逃げおくれの原因についてひとつお伺ひをいたしたいと思ひます。それから、いま貝沼委員のほうからの発言もありましたように、ヘリコプターがまいたいわゆる消火液、これが農業であつたという事実について、どうであつたのかという点が第三点。

それから、殉職者の賞しゅう金の問題であります。いまのお答えによりますと一千万円くらいになるといふことでございいます。具体的にどこが何、どこが何、計何、遺家族の方々にその金額を明確にしておきまけん、その点がいまいではいけないと思ひます。ただ抽象的に出るであらうというクエスチョンマークではいけませんから、この点をはっきりしていただきたいと同時に、この問題については、貝沼委員のほうからの発言にもありましたけれども、自動車事故でも、御承知のように強制は五百万であります。私たちが掛けております任意の保険の場合には、一千万というのが常識になつておる状態です。私もいまここに来る前に、ちょっと交通事故の問題で相談にあつたおりましたが、この問題についても、五百万は問題なく出すというその水増しについての論議が行なわれておる中で、三百万といふのはナンセンスでありますので、これはいまから五百万なら五百万にすべきだ。今日は三百万でありまして、将来は云々といふことはおかしいと思ひます。この点はやはり、今国会から週及にでもさせるやうな措置をひとつ漢副長官にお願ひをいたしたい。

私はおかしいと思ふ。今度の逃げおくれの原因の中にもありますが、山林警備隊等々のものがありましたならば、訓練がなされておりますから、ヘリコプターでなくて、飛行機からパラシュートでおりていってその措置をするなどという総合的な訓練がなされておるので、ちゃんとした自衛隊に出動要請して、自衛隊の任務なんというものはここで論議をしたくありません。そんな消防の任務なんか持つておりまけんから、そんなものをチャンポンにすることがそもそもの誤りであつて、そういう基地を五カ所くらい設けるといふのであれば、それに伴つた一つの設備、それから機材、そういう機材の中には飛行機も入りましようけれども、そういうものをびちちと確立しない、こういう問題についての憂へが将来残つてくる。

また、副長官のほうから、防災計画云々といふやうなことをおっしゃられておりましたけれども、この防災基本計画自体の中で山林の――私は若干ことはきびしいやうであります。防災の關係においてさう、東京都よりもぐんと下がつたやうな基本計画みたいなものがあるやうな状態の中で、ぼくはさういふてんみないなことを言つてもいたくない。むしろさういふことをやるよりも、さういふ山林警備隊といううらうらな形をつくらせて、それでこれに対する対策をとつてもらいたい。

時間がありますから、一応問題を羅列して私質問を終りますが、発言によりましてはさらに私の意見を述べたいと思ひます。以上、まとめて質問をいたします。○皆川政府委員 第一の賞しゅう金関係でございいます。国のほうは、総理の特別報償金を含めまして四百万円支出すること、本日閣議で決定いたしました。それから市も、これは七日であつたと思ひますが、全員協議会で支出を決定いたしました。県は、つい土曜日でしたが、臨時県会で三百万円支出することに決定いたしました。そのほか公務災害補償法等に基づくもの、これは機械的に計算をされて出てくる金額でございいます。この特別賞しゅう金合わせて一千万のはかにさう

いうものを含めると、多い人で千五、六百万円から少ない人で千二、三百万円くらいの範囲にあって、一時金なり退職金が支給されるわけでございます。そのほか遺族年金が、これも計算によりまして支給をされます。これも人によって、勤続年数あるいは扶養家族等によって違いますので区々でございますけれども、年額四、五十万円から七、八十万円まで支給をされております。

それから、お話のありました山林警備隊という構想でございますが、確かにそういうことが一番望ましい姿であろうと思えますけれども、なかなかそこまで一気にまいりませんので、当面、現在から一歩でも二歩でも前進させるという意味で、先ほど私が申し上げましたようなことを現在検討し、計画をしておるわけであります。

それからもう一つ、火災現場に先発隊が到着した当時すでに三ヘクタール焼けておったのはどういふわけかというお話でございますが、十一時三十五分、覚知してから約十五分くらいで現場に到達いたしております。これは山でございまして、出勤は非常に早くいったものであろうと思えますが、何ぶんにも、当初に申し上げましたように、湿度が一九％というように非常に乾燥しておる、かなり強い風が吹いておったということのため、延焼の度合いが激しかったということであらうかと思えます。

そのほか、お話の点につきましては私たちが今後十分検討して、できるだけ御趣旨の線に沿って検討を進めていきたい、かように考えます。

逃げおくれしました原因は、先ほど申しましたように、斜面をおりて開路地帯において作業をしておったわけでございます。したがって、火が進んでくるのはかなり速くから見えるはずでございます。十八名全員が死亡されましたので、適確な状況はつかみかたいたのでありますけれども、生き残った一人の重傷者が病床で話をしたところによりまして、一キロぐらい前方で火が燃えているところで作業した。おそらく飛び火ではないかと思えますが、火が急速にはってきまして、稜線の上をお

いて指揮をとっておりました消防署長が無線で連絡をしたときは、その殉職をされた方々だけが応答がなかった。すでにその当時火に巻かれてしまったのか、あるいは何らかの理由で無線機の通信ができなかったのか、その辺は詳細にわかりませんけれども、常識的に考えれば、少なくとも七、八百メートル離れておる地帯において作業しておったのでございまして、逃げおくれすることは、ない、こう判断しておったのではなからうかと思えますが、外国の例などを見ましても、午後の二時ごろというところと一番気温が上がり、乾燥し、風も出てくる、こういう時間でございますので、かなり強い突風によって火が急速に飛んできたのではなからうか、このように一応、いまのところ判断をいたしております。

○ト部委員 消火の状況の件であります。三ヘクタールを焼いて、さらに拡大中であつた、この問題は——いま御答弁のように、かけつけたときにはそうであつた、これは文書とおりです。しかしながら、新聞等においてもすでに騒がれおりましたように、何だ、またばやか、たいしたことはなからう、そういう一つのたるみから拡大がなされたということが指摘をされております。これは商業新聞にもそういうふうな指摘をされておるわけでありまして、そういう点にもやはり所管のズレともいいますか、自分の任務ではないなどという、そうした心のすきもあるんじゃないか。たとえば、先ほどの沼沼委員の話にありませんが、そんな小さなばやで出勤なんか要請したら今度は出てやらぬぞというふうな、そういう所管外という認識が私はあると思うのです。これは私がつくったことでもないのです。新聞にそのことが書かれておりましたから、明確にしておきたい。

さらに、この殉職者の逃げおくれの問題であります。アメリカなどは、火の壁が三百メートルくらいになったときにそれを消火するというのは、当然山林警備隊の仕事です。しかしながら、その背後には常に、右に逃げろ、左に逃げろ、さらにそれを終わったら次に退避をせよというような、

明確な指令が飛んでおるわけです。これなんかでも、司令官が無線でやつたけれども応答がなかったというのですけれども、そこら辺にも欠陥があるのじゃないかという問題を、新聞がついていました。ここら辺にもやはり訓練の不十分さ、さらに山林警備隊にほんとうに取り組むための訓練不足という問題が、この二つの問題の中に残されているような気がするのです。ですから、この点はこれから十分配慮してもらいたい。

それから、これからはひとつ、山林警備隊というところにならなければ、全国に数カ所の基地を置いて云々、一気にやらせませんから云々というところでお話がありましたけれども、そういうことを言いつつまでもやっておつても話になりませんから、いつごろまでにめどをつけるのか、この点をひとつ明確にしておいていただきたい。

○皆川政府委員 出動状況判断が甘かつたのではないかとこのお話であります。呉市は非常に山林火災の多いところでございまして、過去数年をとってみましても、四十件前後の火事が毎年発生しておるわけでありまして、したがって、山火事の通報があれば直ちに非番招集をする。その規模にかかわらず、通報があれば直ちに非番招集をしたがって、この先遣隊も、実は第二先遣隊でございまして、殉職されました十八名中十二名まで非番人であつた。したがって、状況判断に甘くて出動がおくれたということ、私はなかなかたのではありませんかと思つております。ただ、状況を見ましても、どういふところに部隊を配置したらいいのか、なかなかむずかしいわけでありまして、山火事の原則は、山の下のほうから攻めて左右に広げないこと、それから山の峰においてとめる、こういうのが一つの鉄則でございまして、そうしますと、主力部隊が回りましては、ずっと迂回して背後に、灰ヶ峰の上から登つておるわけですから、部隊の配置も非常に判断を要しますので、まず先遣隊十六名を派遣してすぐ連絡をさせた、こういうことのようにございまして、呉市としまし

ては、山火事には非常に注意をしまして、いままでにも何べんか、そういう作戦で成功したこともあつたわけでございます。それが、山の頂上から下のほうに下がってくるということが、多少危険性があるわけでございますけれども、かつて成功したというところもありましてそういう作戦をとつたのではなからうかと考えております。

それから、抜本的な山林対策の目標でございまして、できるならば私もここで、何年ごろにこういふことをいたしたいということを申し上げたいのでございまして、何ぶんにも、技術的にまだ解決しなければならぬ点がたくさんございまして、現在では地域的に山林耕作者、それからかなり進んだジェットシューター、ブッシュクリーパー、こういった機械、資材等は現在五カ年計画で去年から始めまして、逐次火災の多発地帯に配置をしておるわけでございますけれども、いまお話がございました抜本的な、大規模な山林火災警備隊につきましまして、もう少し期間をおかしていただきたいと思つております。そのめどは五年なり何なりということをお願いしたいのでありますけれども、これはなかなか陣容なり機材なりそういったことがございまして、いまここでわかには申し上げられないのであります。できるだけ早期にそういうようにしたいと思つております。

先ほどちょっと、自衛隊との連絡のことについて不十分な点があつたので、補足させていただきますが、自衛隊のヘリコプターは実は積載が非常に限度がございまして、これ以上いろいろな機材を積むのはむずかしい状況もあるようでございます。したがって、先ほど申しましたように、地上との交信の無線が簡単にできるかどうかということ、なお検討を要する点もあるようであります。ただ、今回は全然交信が不可能ではなかつたのでございまして、自衛隊の持っている波と地上の波が一致すればいいわけでございますから、現在消防の無線の波を再割当てをいたしておりますが、そういう波の割り当ての際に共通波というものをつくれば、これはどこまでも一緒に使えるのであります。

これはどこまでも一緒に使えるのであります。

今回も完全に連絡がとれなかったというわけでは

ないのではありませんけれども、さらにその点を検討
いたしたい。ただ、県でチャーターしましたヘリ
コプターとの間には十分でなかったというところを、
先ほど申し上げたわけでありませう。

○員沼委員 以上で終わります。

○中井委員長 次に、昭和四十六年四月及び五月
上旬の凍霜害による災害対策について調査を進め
ます。

まず、被害状況等について、政府当局から説明
を聴取いたしたいと思ひます。農林大臣官房参事
官大河原太一郎君。

○大河原説明員 四月下旬におきます凍霜害等の
災害につきまして、目下把握しております概況に
ついて御説明を申し上げます。

御案内のように、本年は四月上旬、中旬まで比較
的順調に、むしろ高目に推移してきた気温が、十
五日以降低温の状態を続けておりましたが、特に
二十四日以降二十八日まで並びに五月の九日前後
におきまして、各地に凍霜害が発生したわけでご
さいます。これによります被害につきましては、
なお災害の作物その他の回復状況その他を把握し
たいと、詳細申し上げることは困難でござ
います。ただいま県等の報告によりますものを
まとめましたものについてとりあえず報告として
いただきますと、四月下旬以降における低温と致
次に及ぶ降ひょうによりまして、東北、関東を中
心に果樹、桑、野菜、水稲苗等々に被害が発生
しておるわけでございます。五月十日現在、われ
われの承知しておりますところにおきましては、
農作物被害が約三十億三千万円でございます。こ
れはリンゴ、ナシ等
ごさいますが、約十五億一千万円、桑が約十三億
一千万円、その他苗、野菜その他工芸作物等
を含めまして、二億二千万円ということになって
おるわけでございます。

○中井委員長 これにて政府当局からの説明を一

応終りました。

○中井委員長 質疑の申し出がありますので、こ
れを許します。天野光晴君。

○天野(光)委員 いま大河原参事官から御報告が
ございました異常気象の問題ですが、この前の災
害の理事会が小委員会から私申ししたことがあるの
ですけれども、大規模な凍霜害ではないという考
え方で私たちもおたし、地元の農民もそう思っ
ておたし、農林省当局もそう思っておたし、
ないかと思うのですが、この傷は非常に深いよう
な気がするのです。例年ですと、桑にたとえて申
しますと、桑の芽が出たところでやられるのです
が、大体桑の芽が出ていなければいけないのに、
いまだ芽が出てきていない、その芽自身もすでに
やられているという結果になったわけでありまし
て、おそろくまだそこまで気がつかないで、気候
が非常に寒いものだから、それで発芽がおくれ
ているのだという考え方で農民はおるようであ
りました。ところが、こころ、三日前から桑の芽をつ
てみまると、全部枯れ切ってしまった。いま
ついておる芽は絶対発芽しない状態のようだ。出
れば副芽的なものが出てくる。それを見なければ
掃き立てができないといったような状態にあるわ
けであります。

それから、くだものも、桃が相当大きな被害を
こうむったのじゃないかと最初思ったところが、
これは案外たいしたことはないのじゃないかとい
うことであつたのですが、最近になって寒さと雨
との連続で、私のほうの地域では花粉の媒介がで
きない。それでこころ、三日間、一日非常にあた
たかい日があつたものですが、媒介をやつてみ
たが、どうも雌しべ雄しべが死んでおるのじゃな
いかというふうな状態だとなつてきますと、これ
は全滅ということになるわけでありませう。かりに
これが結果したとしても、おそろく満足なものか
できないのじゃないかという心配が出てきたわけ
であります。

ことに苗しろは米の関係ですから、とれないほ
うがかえつていいのじゃないかという人たちの声
もあるようでありませうが、生産する農民にとつて
は生命線です。そういう点で、おそろく全国平均
十日以上植えつけがおくれているのじゃないかと
いう感じがするのです。東北地方あるいは北陸、
新潟あるいは長野あたりを除いた県では、植えつ
けは順調に行なわれているのかどうか。私たちの
ほうは、とてもじゃないが二週間くらいおくれ、
苗しろはみな黄色くなつてしまつておる。いまも
うすうすに植えつけをやつたんば相当あるのです
が、こころはまた、苗しろの発育がとまったとい
う状態ですから、植えつけをする時期が非常にお
くれております。そういう点非常に問題がある
と思ひます。

いまの参事官の御報告によりますと、まだ完全
に調査が行き届いていないようでありませう。です
から、ひとつ各県に農林省のほうで連絡をとられ
まして、ほんとうの状態はどうなつておるのか、
多種多様にわたると思ひますが、至急調査を命じ
ていただきたいということが第一点。
それから、その被害をこうむつた作物に対する
手当てをどうすればいいかという問題、いわゆる
対策ですね、今後の対策についてもひとつ研究を
されて、至急対策を講じてほしいと思ひますが、
その点どうですか。

○大河原説明員 ただいま先生御指摘のように、
凍霜害と低温がからまりまして、さらに相当な降
雨の連続というふうなことがございまして、この
お話しのような作物等についての被害が生じてお
りますし、まだ進行中で、なかなか的確に、どの
程度の深さと幅を持ったものであるかという点に
ついて、必ずしも現段階で断定できない面もござ
います。お話もありませうと、われわれにお
きまして、その後の推移を見まして、早急に被
害の実態を把握したいと思ひます。この種災害に
つきましては、過去におきまして、所要の施策を
適宜適切に打つてまいりました。実態の把握
いたしますので、それのつとまりまして、

と即応いたしました対策を講じたいというふう
に考えております。

○天野(光)委員 いまこころでこれ以上、農林省当
局と議論してもどうにもならないと思ひますが、
くどいようですが、農家の実態からいいますと、私
のほうですと、桑がやられてしまつて養蚕ができな
いということになると、これはなかなか容易であ
りませう。ですから、どの程度やれるのか、とて
もいまの状態では予測できないという。養蚕組合
の会合が二、三日前にありまして、私のほうの代
表が見えられて、とても問題にならないという話
でございました。だから、それに対する対策。
稲作に対しては一応生産規制をしておりますか
ら、ほんとうなら、全然とれなかつたら来年は食
う米がなくなつて、古米がなくなつてしまつてかえ
て万歳するんだらうと思ひますが、そういうこと
では、食うほうが万歳しても、生産農民がゼロ
ではどうにもなりませんから、その補償はどうな
つておるのですか。植えつけなければ補償は取れ
ないんでしょ。苗しろだけの災害補償というこ
とになるのでしょうか。そうすると、作付をす
るまでは無理をしてもやるのじゃないかと思ひま
す。それではおそろく、問題にならない作柄にな
るのじゃないかと思ひますので、それを取り急ぎ
やつてもらふことをひとつ申し添えておきます。

それから、きょう気象庁から予報官が見えてお
りますので、本年のこれからの長期予報はどうい
う状態なのか、それをひとつ。
○天野説明員 天野先生の御質問にお答え申し上
げます。
実はこころの四月でございますが、十九日ごろ
から非常に低温になつてまいりました。十九日、
二十四日、二十八日、それから五月になりまして
からやはり五日、六日あるいは七日ごろ、この辺
を中心にして非常に低温になりました。この原
因は、非常に珍しいことでございますが、つゆの
一方の旗頭でありますオホシツク海高気圧が早々
とあらわれておまして、北海道、九州、東北一
帯が非常に低温に見舞われたわけでございます。

特に四月二十八日あたりが低温になったのじゃないかというふうに、今日私も考えております。それから、昨年から経過を見てまいりますと、月々の周期でございますが、十一月の上旬あるいは十二月上旬、一月上旬、本年はとかく、下旬から月上旬にかけて非常に低温に見舞われている傾向がございます。私も非常に警戒しております。ところが、今回は四月の末から五月初めにかけてオホーツク海高気圧が、先ほど申しました高気圧でございますが、これがあらわれまして非常に低温になった。

こういう経過でございます。今後の予報でございますけれども、やはりこの五月は、例年のようにさつき晴れの日が非常に多いというわけではございませんで、しかし、十日あたりから北日本の低温もどうやら上向き始めまして、きょう現在も、かなり気温も上がりつつあるというふうな状況でございます。今後日増しに気温も取り戻してくるか、こういう予想でございます。ただ、ただいま申しましたように、いま出ておる予報によりますと、やはり下旬ころから来月の中旬にかけて、季節が季節でございますので、つゆが早目にしりに入りまして、六月上旬あたりを中心にかなりやはりつゆらしい——当然東北地方は、その梅雨前線の影響を受けて曇雨天が多いんじゃないだろうかと思っております。前線からはるかに遠い、千キロあたり北の北海道あたりは、逆に天気もよしいわけでございます。

いまの見込みでは、東北地方は曇天で気温が低くなるかもしれないけれども、北海道方面はそれほど低温になることはないのではないか。しかし、六月になりまして、やはり月上旬あたりは、オホーツク海高気圧も当然あらわれるところでございますので、よく晴れた日は、極端な場合でございますが、凍霜害もないとはいえないというふうなことでございます。つゆ明けはことしは少しおくれまして、昨年は十七、八日ごろにつゆが明けたわけでございますが、今年はおそらく下旬ごろまでつゆじみた日が続くのではないかと。北海道

方面は、そのころ一時的にかなり曇雨天の日があると思っております。夏がどうやらことしはおくれそうである、こういう見通しでございます。夏の照り込みが非常に私も心配でございますけれども、それから、この途中にまいります台風シーズンでございますが、このころは、いまだにはっきりした予報は出されておられませんけれども、今後、毎月二十日に出されます三カ月予報というものを中心にいたしまして、だんだんに天候予想をしほってまいりたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

以上でございます。

○天野の光委員 いまの話を聞きますと、来月の中旬ころまでは大体予測はできるが、それからあとはまだ予測できないというふうに聞いたのです。そうですね。

○大野説明員 はい、そうでございます。大体つゆ明けは下旬ころになるというところでございます。と、例年より早くつゆが来て、おそくなる、こういうふうな聞いていいと思うのです。雨が降るときに温度が高ければいいのですが、それがずっと低いというふうな状態が出てまいりますと、それでなくとも現在異常気象で、低温で苗しろの苗が成育がストップしておるといふ状態からいって、これは容易ならざる年ではないかという感じもします。そういう点十二分に気象関係と連携をとられて、農林省当局、手落ちのないよう措置をするようにひとつやっていただきたいと思います。

○大河原説明員 お話のとおりでございます。本年三月中旬ごろの、気象庁のほうから出されました暖候期中期予想におきまして、凍霜害なり低温という問題が出ておりましたので、私どものほうといたしまして、三月三十日付で、春夏作につきましても技術指導におきまして、この低温状況に対する稲作をはじめとする各種作物につ

いての技術等の一般的な指導はすでにやっておりますが、さらに事態が相当慎重に準備するような状況にもなっておりますので、具体的な技術指導その他対策について万全を期したいと思っております。

○中井委員長 関連して米田君。

○米田委員 ただいまの質問に関連いたしまして、私も、これはお願いになりますけれども……新潟の地元の新聞なんかの報道で理解をしておるのであります。新潟県も相当苗しろがやられておる。特に新潟は米どころでございます。この影響がことしの作に直ちに響いてくるわけでありまして、それが農民の経済、県の経済にも響いてくる、こういうことでございまして、私どもも重視しておるわけでありまして、いまの情勢によりまして、大体新潟平場地帯を中心にして、新潟周辺では、苗しろの約九〇％が霜の害でやられておる。みんな苗が黄色くなっているようであります。それと一つは、発芽したまま死んでしまっている、そういうことであります。それから、同じ新潟中心の下越地方、これが蒲原の中心であります。ここは大体八五％、佐渡は一〇〇％、長岡を中心にして中越地域が大体八五％程度、総体的にこの蒲原中心地帯が八五％から一〇〇％苗しろがやられておる、こういう状態のようでありまして、

こういうことになりましたと、現にいまも農家のほうでは、この状態に对应して、例年の田植えの時期を繰り延べまして、そしていまからやはり人手をとっておかなければなりませんから、そういう対策は必要なのであります。大体十日から二週間くらいずらして田植えの時期を設定しておる。これは一つは苗が不足だということ、それから成長が不充分だということがあると思っております。苗が相当分けつを待たないと田植えができない。苗が分けつしませんが、苗が不足するわけでありまして、田植えができない。そういうことで十日から二週間くらいおくらすことになっているのじゃないかと思うのでありますけれども、いずれにし

てもこれは、植えつけ後もまた病虫害の関係も出てくるでございまして、相当これは農林省のほうといたしまして対策を十分に立てていただきたいと思います。大きな被害にはなせぬかという気がするわけでありまして、したがって病虫害に対する事前の予防措置あるいは植えつけ後の作付のいろいろな指導、それから当面の苗しろ対策、こういうものにつきましても、遺憾のないようにぜひひとつ、これは調査をされると同時に指導を徹底していただきたいと思います。

以上、お願いだけ申し上げておきます。

○大河原説明員 お答え申し上げます。先ほどお答えしましたように、各地の稲作の低温によりまして障害状況につきまして、ただいま詳細把握中でございますので、御指摘の新潟県下等については遺憾ないようにならして、所要の施策については遺憾ないようにならして、所望の施策についてはお答え申し上げます。

○中井委員長 関連して新潟県次郎君。

○新潟委員 北海道、東北、関東における凍霜害の問題について、関連してちょっとお尋ねをいたしておきたいと思っております。

今回の被害が現在わかっているだけでも三十億三千万円ということで、果樹、桑、苗しろ等の被害がかなり出ているようでありまして、しばしば断続的に起きていることでもありますので、気象庁の予報によつて、これに対する指導をどのようにしておられたか。霜害に対しては、かん水を苗しろにするとか、またいろいろ手当てもあつたと思うのですが、その点はどうな指導がなされておったか、その点、まず最初にお伺いをしたいと思います。

○大河原説明員 先ほど天野先生からの御質問にお答え申し上げたわけでございますが、例年気象庁の暖候期中期予報が出ますと、これに即応した技術指導ということ、われわれ農林省としても次官通達で指導しております。本年はやはり凍霜害なり低温というものが四月下旬から五月、六月等にかけて予測されるというふうなこともございましたので、稲作を初めといたしまして各

でもこれは、植えつけ後もまた病虫害の関係も出てくるでございまして、相当これは農林省のほうといたしまして対策を十分に立てていただきたいと思います。大きな被害にはなせぬかという気がするわけでありまして、したがって病虫害に対する事前の予防措置あるいは植えつけ後の作付のいろいろな指導、それから当面の苗しろ対策、こういうものにつきましても、遺憾のないようにぜひひとつ、これは調査をされると同時に指導を徹底していただきたいと思います。

○大河原説明員 先ほどお答え申し上げましたように、果樹その他の作物を含めまして、苗しろの被害の状況、遅延状況その他につきまして、実態的な面積も含めまして各県に照会中でございます。したがって、先生御質問の数字につきましては、若干の時間をお許し願いたいと思うわけでございますが、被害の実態が明らかになってまいり

耕とみなしていくことがあると、農民が安心して対策に出ている、要らない労働をしなくても済むというので、この災害と休耕との関係、転換、この指導方針、ありましたら話していただいて、なかったら、また検討していただいてけっこうです。

第二番目は、私もきょう県のほうに電話してみ

第二点につきましては、これも諸先生の御質問に対していろいろお答え申し上げましたように、水稲はもちろんでございますし、各種の今回の被害、それに対する人口授粉の促進というような間題等を含めまして、御指摘の地域等につきましても事態をわれわれ詳細に把握いたしましたして、その遅延の程度その他判断して、別途農林省としての

災害対策特別委員会議録第五号中正誤

ページ 段 行 誤 正

二一 八 波 碩波
五二 末二 状況 状況
八三 五 ありましょに ありましょに
八四 一七 お聞きしれ お聞きした
一〇二 二三 やるいう やるとい
一〇四 四万 毎日
一四一 三〇 八 八
一四二 一九 降雪予報 降雪予報
一五三 七 するする する
一七三 二七 労働者 労働省

昭和四十六年五月二十二日印刷

昭和四十六年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局